

議案第64号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第84号）の一部を次のように改正する。

改正文の第2段落中「別表の表示並びに」を削る。

改正文の第3段落を削る。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第6条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（使用料の徴収）</u></p> <p>第6条 <u>高等学校の生徒、学生又は一般人による二十世紀梨記念館の利用については、1人1回につき200円の使用料を徴収する。</u></p>	<p><u>（利用料金）</u></p> <p>第6条 <u>二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、文化振興財団にその収入として収受させる。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、文化振興財団があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</u></p>

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例別表の改正規定を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。